

令和元年 10 月 21 日
J Aバンク新潟県信連

令和元年度災害復旧支援資金の創設と利子補給の実施について

令和元年の台風 17、18、19 号により被害にあわれた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

J Aバンク新潟は、これらの台風により被害を受けられた農業者に対し、復旧等に必要な資金を円滑に融通することにより、農業経営の早期再建と安定化を支援することを目的として、この度「令和元年度災害復旧支援資金」を創設いたしました。

また、本資金に対して J Aグループ新潟が利子補給することにより、融資後 5 年間は無利子とすることといたしましたので、お知らせいたします。

1. 「令和元年度災害復旧支援資金」の創設と利子補給の実施

(1) 資金の概要

項 目	内 容
取扱窓口	県内 J A
融資対象者	令和元年の台風 17、18、19 号により直接的・間接的に被害を受けられた農業者
資金用途	① 被災等に伴う生産および販売数量の減少等により生じた農畜産物等の損失補填 ② 被災等に伴い損害を受けた農地、農業用施設、農機具等の復旧に要する資金 ③ 被災等に伴い生じた費用で J Aの組合長または理事長が農業経営維持において特に必要と認めた資金
融資限度額	2,000 万円（J Aが算定した損失額等の範囲内）
融資金利	年 1.30%（固定金利） ※ 融資後 5 年間は、J Aグループ新潟の利子補給により無利子となります。
融資期間	10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
担保・保証	原則として、新潟県農業信用基金協会の保証 ※ 別途保証料が必要となります。
取扱期間	令和元年 11 月 1 日（金）～ 令和 2 年 3 月 31 日（火）

(2) 利子補給の実施について

- ① 利子補給率 年 1.30% (融資後 5 年間)
- ② 利子補給機関 県内 J A、J Aバンク新潟県信連、J A全農にいがた、
J A共済連新潟、J A新潟厚生連
- ③ 取扱限度額 10 億円

2. 本資金にかかるご相談窓口について

県内各 J Aまたは J Aバンク新潟県信連 農業部までご相談ください。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

J Aバンク新潟県信連

農業部 担当：中島、朝妻 TEL：025 - 230 - 2214

耕そう、大地と地域の未来。

